

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年9月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第24号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則(令和2年亀山市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年亀山市条例第19号)附則の規則で定める日は、 <u>令和3年12月31日</u> とする。	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年亀山市条例第19号)附則の規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。